

## 第49号議案

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙の  
ように定める。

令和4年8月29日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

### 提案理由

J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業により、令和4年10月1日にJ R 芦屋  
駅南自転車駐車場1及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場3を拡張し、令和4年10月31  
日をもってJ R 芦屋駅南自転車駐車場2の供用を廃止することに伴い、関係規定を整  
理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
<p>(業務時間等)</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、JR芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、JR芦屋駅南自転車駐車場1、JR芦屋駅南自転車駐車場3、JR芦屋駅南自転車駐車場4、JR芦屋駅南自転車駐車場6及びJR芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>		<p>(業務時間等)</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、JR芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、JR芦屋駅南自転車駐車場1、<u>JR芦屋駅南自転車駐車場2</u>、JR芦屋駅南自転車駐車場3、JR芦屋駅南自転車駐車場4、JR芦屋駅南自転車駐車場6及びJR芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>	
名称	位置	名称	位置
阪神打出駅前自転車駐車場～JR	(略)	阪神打出駅前自転車駐車場～JR	(略)

改正後		改正前	
芦屋駅北自転車駐車場		芦屋駅北自転車駐車場	
J R 芦屋駅南自転車駐車場 1	芦屋市業平町 1 番 2, <u>1 番 3</u>	J R 芦屋駅南自転車駐車場 1	芦屋市業平町 1 番 2
		<u>J R 芦屋駅南自転車駐車場 2</u>	<u>芦屋市業平町 1 7 番</u>
J R 芦屋駅南自転車駐車場 3	芦屋市業平町 <u>4 番 8</u> , <u>5 番 2</u> ~ 5 番 4	J R 芦屋駅南自転車駐車場 3	芦屋市業平町 5 番 2 ~ 5 番 4
J R 芦屋駅南自転車駐車場 4 ~ J R 芦屋駅南自転車駐車場 9	(略)	J R 芦屋駅南自転車駐車場 4 ~ J R 芦屋駅南自転車駐車場 9	(略)
別表第 2 (第 5 条関係)		別表第 2 (第 5 条関係)	
1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料~ 3 阪神打出駅前自 転車駐車場, 阪急芦屋川駅北自転車駐車場及び J R 芦屋駅南自 転車駐車場 3 の使用料		1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料~ 3 阪神打出駅前自 転車駐車場, 阪急芦屋川駅北自転車駐車場及び J R 芦屋駅南自 転車駐車場 3 の使用料	
(略)		(略)	
4 阪神打出駅南自転車駐車場, 阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐 車場, J R 芦屋駅南自転車駐車場 1, J R 芦屋駅南自転車駐 車場 4, J R 芦屋駅南自転車駐車場 6 及び J R 芦屋駅南自転車駐 車場 9 の使用料		4 阪神打出駅南自転車駐車場, 阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐 車場, J R 芦屋駅南自転車駐車場 1, <u>J R 芦屋駅南自転車駐 車場 2</u> , J R 芦屋駅南自転車駐車場 4, J R 芦屋駅南自転車駐 車場 6 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料	
(略)		(略)	
5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料・6 阪急芦屋川駅南月 若自転車駐車場の使用料		5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料・6 阪急芦屋川駅南月 若自転車駐車場の使用料	
(略)		(略)	
備考 1 ~ 5 (略)		備考 1 ~ 5 (略)	

## 附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 2 第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 中「J R 芦屋駅南自転車駐車場 2」を削る改正規定は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業により、令和4年10月1日にJ R 芦屋駅南自転車駐車場1及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場3を拡張し、令和4年10月31日をもってJ R 芦屋駅南自転車駐車場2の供用を廃止することに伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) J R 芦屋駅南自転車駐車場1及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場3の位置を定める規定を次のように改める。(別表第1関係)

名 称	位 置	
	改正案	現 行
J R 芦屋駅南自転車駐車場1	芦屋市業平町1番2、 <del>1番3</del>	芦屋市業平町1番2
J R 芦屋駅南自転車駐車場3	芦屋市業平町 <del>4番8、5番2</del> ～5番4	芦屋市業平町5番2～5番4

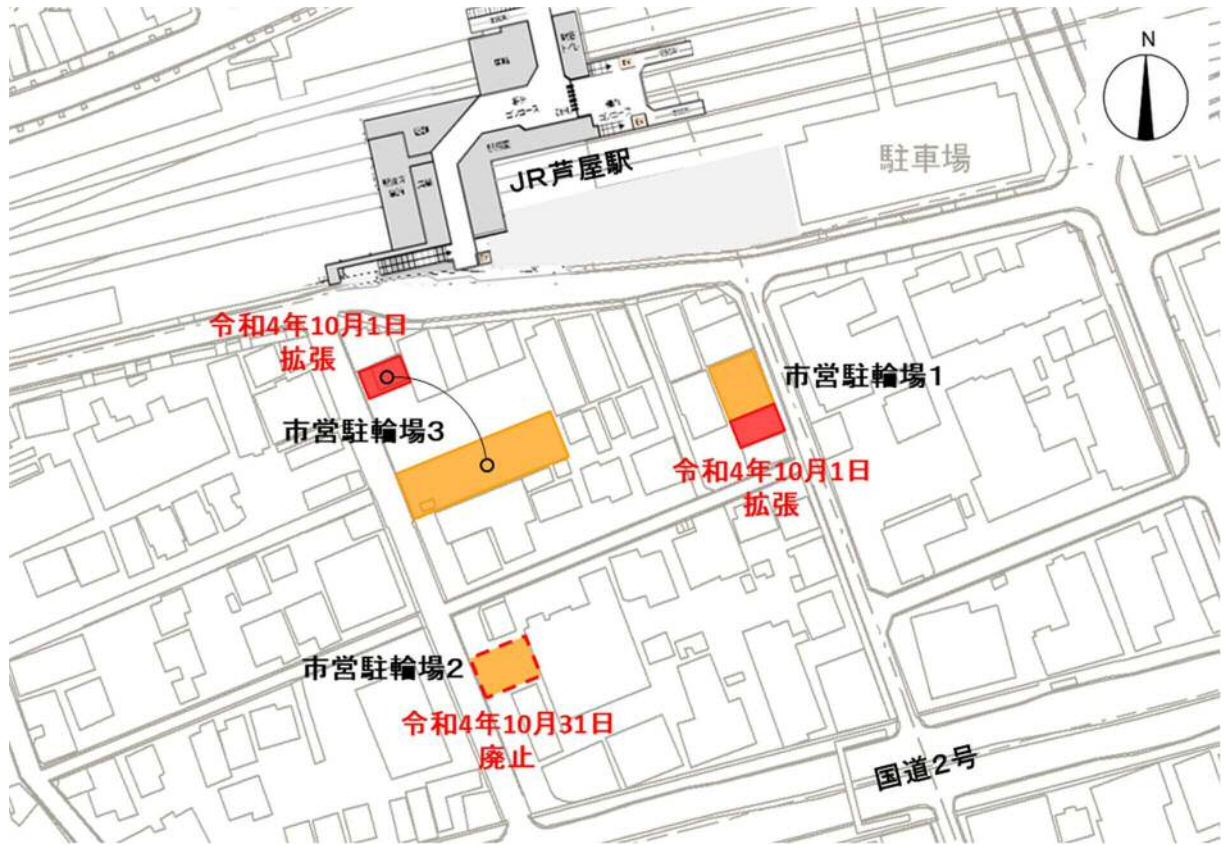
- (2) J R 芦屋駅南自転車駐車場2に係る規定を削除する。

(第3条の2、別表第1及び別表第2関係)

#### 3 施行期日

- (1) 2(1)の規定 令和4年10月1日  
(2) 2(2)の規定 令和4年11月1日

J R 芦屋駅南自転車駐車場 1～3 の現状と今後の予定



( ) 内は現行

名 称	位 置	台 数					
		種 別	区 分	9.30 以前	10.1 時点	11.1 以降	
J R 芦屋駅南自転車駐車場	1	業平町1番2、1番3 (業平町1番2)	自転車	定期	95	165	165
			原付	定期	50	50	50
	2	— (業平町17番)	自転車	定期	173	173	0
			自転車	一時	106	220	220
	3	業平町4番8、5番2～4 (業平町5番2～4)	原付	定期	15	15	15
			原付	一時	29	29	29
			自動二輪	一時	10	10	10
			自転車	定期	374	558	385
	1～3の合計		自転車	一時	198	198	198
			原付	定期	65	65	65
			原付	一時	29	29	29
			自動二輪	一時	10	10	10